

臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期間に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するために、登校日を設定する。その際、学年、学部又は学級等を単位とする分散登校を行うとともに、資料1の「分散登校における感染症対策の基本的な考え方」に留意し、感染症対策の措置等を適切に講じること。

2 内容

- ・保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- ・学校行事や通常の授業、部活動は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。なお、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、新入生に対するオリエンテーションや最終学年に対する進路相談等を実施することができる。

3 実施方法

(1) 回数、時間、実施方法等

- ① 児童生徒等に対し、週1～2回程度の登校日を設定する。ただし、今後における府域の感染拡大の状況を踏まえ、変更する場合がある。
- ② 登校日や登校時間を学年、学部又は学級等ごとに分けて設定する等により、児童生徒等の登校を分散させる。
- ③ 学校での滞在時間は2時間程度までとし、活動終了後は速やかに下校させる。個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。

例) 《中学校・高等学校》

- ・1年：水曜日、2年：木曜日、3年：金曜日としたうえ、午前：奇数クラス 午後：偶数クラスとする。

《支援学校》

- ・学部や学年毎に曜日を変える 等

- ④ 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設ける。

なお、支援学校の通学バスについては、教支第1205号を参照すること。

- ⑤ 登校時には児童生徒等に対して発熱等の風邪の症状がないことを確認するとともに、児童生徒等の活動を観察しながら心身の健康状態を把握する。なお、登校後に児童生徒等に発熱等の風邪の症状が確認された場合は、資料2の「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を踏まえ、適切に対応すること。

- ⑥ 登下校の際は、教職員が正門付近等で誘導を行うなど、児童生徒等が密集しないよう指導する。

(2) 教室等の設定

- ① 1学級を3教室に分割するなど、1教室あたりに収容する人数は15人程度（支援学校は8人程度）までとし、児童生徒等間のスペースを十分に確保する。
- ② 教壇から児童生徒等までの距離をとるため、各教室等の1列目には児童生徒等を座らせない。
- ③ 2方向の窓を常に開放するなど、十分な換気を行う。
- ④ 体育館や視聴覚室等で活動する場合にあっても、児童生徒等間のスペースを十分に確保するとともに、常に換気を行う。

(3) 児童生徒等の登校について

- ① 登校前に自宅で検温をさせ、咳や発熱等、風邪の症状のある児童生徒等は、自宅で休養するよう指導する。
- ② 医療的ケア児や喘息等の基礎疾患等のある児童生徒等は、主治医や学校医、保護者等と相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ③ 臨時休業期間中に保健所等より児童生徒等が自宅待機を要請（指示）されている場合は登校を控えさせる。また、児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。
- ④ 発熱等の症状がなくても、保護者等から新型コロナウイルスへの感染の不安があるなどの申し出等がある場合は無理に登校させない。

(4) 登校日の取扱い

- ① 臨時休業の期間は指導要録上の「授業日数」には含めない。

(5) その他

- ① 教職員はマスク等を着用し、会話等の際の飛沫の飛散防止を行う。また、登校する児童生徒等に対して、自宅を出る時から帰宅するまでマスク等を着用するよう指導する。
- ② 初回の分散登校日では、児童生徒等が感染予防の正しい知識を身につけ、適切な行動ができるよう、手洗いまたは手指の消毒、咳エチケット（※）などについて指導する。

（※）咳エチケット：咳やくしゃみが出る際はティッシュ・ハンカチ・袖等で口・鼻を覆う、マスクを着用するなど

（参考資料）「新型コロナウイルス感染症の予防」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

- ③ 登校しなかった児童生徒等には、学校から電話等で、保護者や児童生徒等に状況を確認する。
- ④ 家庭における検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒等に対しては、学校で適切に支援する。
- ⑤ 教職員等の健康状態についても十分に確認する。

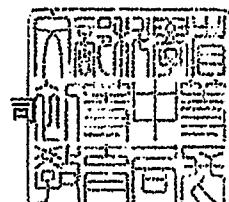
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。

2文科初第222号
令和2年5月1日

手

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参考））を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校（高等課程を置く専修学校を

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いします。

記

1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%，高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならぬという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

(1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ＩＣＴを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

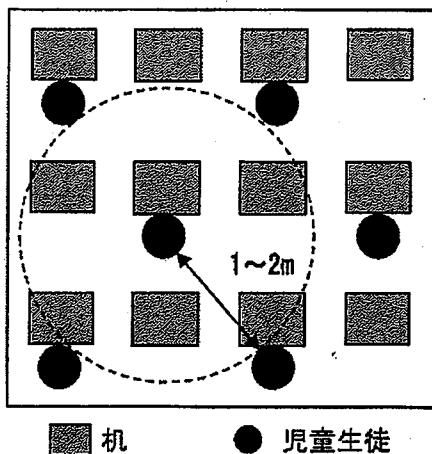
なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2 メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1~2 m 以上保つように座席を配置する。

②分散登校の工夫

- 児童生徒数の多い学校にあっては、①に示す身体的距離の確保のため、
- ・時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
 - ・学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法
- 等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

(2) 各教科等の指導における感染症対策について

- 各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。
- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

(4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののはか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

(5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

(7) 出欠の取扱い等について

①学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まれないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウィルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができる。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

②学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行うこと。

(8) 長期休業期間及び土曜日における登校日の設定等について

学習指導通知の4では、

- ・児童生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること
- ・その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、

土曜日に授業を行うことなどが考えられることを示している。

登校日を設ける場合も、必要に応じ、長期休業期間及び土曜日に行うことなどが考えられる。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮とともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。また、週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

(9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

3. 人的体制の確保に関するこ

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、家庭学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、指導体制の確保を図ること。

その際、公立学校においては、学校全体の指導体制も踏まえつつ、加配教員の活用や学習指導員の追加配置、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による事業の実施等を検討されたい。特に、学習指導員等の確保に当たっては、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

なお、人材確保に当たっては、文部科学省の「学校・子供応援サポート人材バンク」※も積極的に活用されたい。

※文部科学省ホームページ上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市町村）がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。（令和2年4月24日開設）

https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000006800_1.pdf

また、私立学校においては、指導体制の確保のための外部人材の活用といった取組等について、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」による補助を文部科学省から都道府県に対し行っていることから、本補助金の活用も検討されたい。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○臨時休業全般に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内3964)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3030)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

○人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内2587)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課(内2547)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

登校日の実施の工夫例

参考資料

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火		
	Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導	
昼食・登下校	登校	登校	登校	登校	下校
午後	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金	
	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
2年生		家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
4年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
5年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
6年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例 (例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

	月	火	水	木	金	土	
	1組 ・ 2組	3組 ・ 4組	1組 ・ 2組	3組 ・ 4組	1組 ・ 2組	3組 ・ 4組	
	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
	登校日	登校日	登校日	登校日	登校日	登校日	

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保

学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会

「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」

(令和2年5月1日)

1. 基本的な考え方

- 各地域の分析や、学校における対応については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の状況分析・提言や政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、文部科学省において、ガイドライン及び各種通知において対応を示してきたところ¹。
- 学校に関しては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の新型インフルエンザ対策本部長である内閣総理大臣の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日の基本的対処方針の変更で全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、現在、再び全国的に臨時休業が広がっている。
- 新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合も少ない。一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いている、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていないこともある。なお、国内においては緊急事態宣言が全国に拡大（4月16日）される前から、多くの地方自治体が自主的に臨時休業の措置をとっている（4月10日時点で小中学校の67%が休校）。
- 専門家会議の5月1日の分析・提言によれば、本感染症については、今後長期間にわたって、新規感染者が生ずることを念頭に置いて一定の行動変容が求められており、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期にわたることも考えられる。
- このような状況を踏まえると、現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るた

¹ 令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知により示した「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」と「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂）等

め、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

- その際、例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。
- なお、地域で、生活圏における流行状況によっては再び休校とするなどの判断ができるよう、市町村や都道府県においても体制を構築すべきである。
- また、進学を控える中学校第3学年、小学校第6学年、また、学校生活を開始することができていない小学校第1学年等から優先的に下記2. のような方法等により任意の分散登校を行い、感染症対策を行いながら学校生活を送るという状況について、学校・家庭・地域が理解を深め、徐々に受け入れていくという方法も考えられる。
- その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健衛生体制を築いていくことが重要である。なお、学校内で感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることもあるが、その場合においても当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要であり、またそのための教育も重要である。
- 高等学校等についても、学科の教育内容や生徒の通学等の状況を踏まえ、小・中学校等と同様の取組を進めていくことが考えられる。
- なお、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えている。新型コロナウイルス感染症は、重症化すれば命に関わる危険性があることも踏まえ、特別支援学校における学校教育活動については、一層慎重に対応することが求められ、再開に向けては、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた検討が必要である。
- また、学校教育活動を再開するにあたっては、地域の感染状況の違いを踏まえてもなお、児童生徒の通学方法（歩行や自転車、公共交通機関）の違いや、ICTによる指導が確保できている学校とそうではない学校など、学校の状況により取組の方法は様々であり、どの方法により実施するかは、設置者及び学校が子供の学びをどのように保障するかという観点から選択する必要がある。

2. 学校教育活動の再開の具体的な方策について

(1) 学校教育活動の進め方について

- 児童生徒の生活圏でのまん延状況も踏まえながら、臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようしていくことが必要である。地域の感染状況が今後も悪化することはどの地域でも考えられるため、登校方法の工夫やICTも最大限活用しながら、全ての児童生徒が、各学校の教育計画に基づく教育を受けられるようにしていく。
- まず、基本的な感染症対策に関しては、以下の点を徹底すること。教職員についても同様の対応を徹底し、特に、体調の悪い教職員が休みやすいような環境作りをする必要がある。
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底する。その際、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば学校にも伝えていただく。
 - ・学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。
 - ・多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底する。
 - ・児童生徒や教職員がマスクを着用する。
- また、教室における3つの密を避けること。
 - ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う（空調使用時においても換気は必要であることに留意）。
 - ・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとることも考えられる。
- 学校や設置者においては、都道府県等の衛生主管部局との連携や、欠席状況のサベイランスの仕組みの利用などにより、地域の感染状況を把握したり、周辺の学校の児童生徒の欠席状況などを把握し、また状況の比較を行い、地域の状況に応じた感染予防のための具体的方策を検討することが重要である。

- 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるようにすることが重要である。

(2) 感染のリスクが高いと考えられる活動の取扱いについて

(各教科活動等)

- 各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、例えば、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。部活動を実施する場合にも、各教科等の指導に準じて感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については行わないこと。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理などの実習
- ・体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合つたり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

(給食)

- 給食（昼食）を提供する際には、特に手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には小分け済みの形（弁当方式）とすること、さらに食べる際に机を向かい合わせにしないことなどの工夫が考えられる。

(登下校)

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、安全の観点から集団登下校を行う場合には密集とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。
- 公共交通機関を利用して通学する学校とは異なり、歩行圏内（自転車通学圏内を含む）から通える小中学生等については、登下校時の感染リスクは低いと考えられる。また、公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をすることや、乗車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うことなどにより、感染リスクを下げることができる。

分散登校における感染症対策の基本的な考え方

登校日には、以下の6つの観点にご留意ください。

I 基本的な感染症対策を徹底する。

感染症対策のポイントは、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」「抵抗力を高める」であることを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

《保健管理に関すること》

- ・登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導する。（※1）
- ・体調が悪いようであれば、自宅での休養を促し無理して登校しないよう指導する。
- ・手洗いや咳エチケット（※2）を行うよう指導する。
- ・新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について理解し、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動がとれるよう指導する。

《環境衛生管理に関すること》

- ・1教室あたりの人数を15人程度までとし、児童生徒等の間隔をあけた配席とする。
- ・手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
- ・適切な環境保持のため、教室等の窓を常に開けておく。
常時開放することが困難な場合は、教室のドアや窓を少なくとも1時間に1回（5分程度）、開放するよう心掛ける。（※3）
- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、スイッチ、手すりなど）を、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つ。（※4）

※1 【資料4】「けんこうかんさつカード」を参照。

※2 手洗い：活動の前後や、トイレの使用後、帰宅時など。

咳エチケット：咳やくしゃみが出る際はティッシュ・ハンカチ・袖等で口・鼻を覆う、マスクを着用するなど。

※3 2方向の窓等（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を開けて換気を行うことが望ましい。

※4 【資料5】「校舎等の消毒について」を参照。

II 3つの密を避けることに留意する。

クラスター発生を防止するため、リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。

3つの密：①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声する密接場面

III 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学校が再開されない事や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

VI 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。また、マスクの入手が困難なため着用出来ないといった児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生じしないよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不注意な発言の発信をしないよう指導する。

体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点

発熱や風邪症状がある場合は登校せず休養するよう指導し、あわせて、登校後に症状が確認された場合は速やかに帰宅させてください。

◆ 全般における留意点

ア 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。

- ・ 登校前に健康観察（発熱や風邪症状等の確認）を実施することについて。
- ・ 発熱や風邪の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
- ・ 学校にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
- ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
- ・ 迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
- ・ 複数の緊急連絡先に連絡しても連絡がとれず、待機時間が長時間に及ぶ場合は、当該児童生徒等の状況を確認したうえで、連絡をとれなくとも帰宅させる場合があることについて。

※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。

イ 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。

ウ 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。

エ 登校前に検温等を行えなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に職員室等に来室するよう指導し健康観察を行うとともに、発熱や風邪症状がある場合は速やかに帰宅させる。

◆ 登校後、発熱や風邪症状等の体調不良者を把握した場合の留意点 【資料6】

オ 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し対応する。

- ・ 保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、保健室以外の別室を設定すること。
- ・ 全教職員で連携し対応できる体制を整えること。

カ 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。

- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをすること。
状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
- ・ 当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を徹底させること。
- ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を發しないよう指導すること。

キ 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。

- ・ 2方向の窓等を開け、換気をおこなうこと。
- ・ 使用後に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液にて、使用した椅子や机等の消毒を行うこと。

※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。

- ク 当該児童生徒等に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。
当該児童生徒等についても同様とする。
- ケ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導とともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。
◎【資料6】「フロー図 - 症状がある場合の対応（臨時休業時）」を参照

◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点 【資料5】

- コ 手で触れる共有部分について
 - ・手袋とマスクを着用し、薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きを行う。
◎【資料5】「校舎等の消毒について」を参照
- サ 衣服やリネン等について
 - ・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。その際、必ず手袋とマスクを着用する。
- シ ゴミの取扱いについて
 - ・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。ゴミを取扱った後には、十分な手洗いを行う。

◆ その他 【資料7】

- ス 臨時休業期間中に、児童生徒等に登校を控えさせる基準について
 - ・発熱している場合
 - ・風邪症状がある場合
 - ・体調に不安がある場合
 - ・児童生徒等が保健所（医師含む）等の指示により、自宅待機を要請（指示）されている場合など

※ 上記の条件にあてはまらなくとも、新型コロナウイルスへの感染にかかり、保護者から登校させることへの不安について申し出がある場合は、無理に登校させない。

※ 児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。
- セ 保健体育課への報告（一報）について
 - ・児童生徒等が、PCR検査を受けた場合（予定含む）
 - ・児童生徒等が、PCR検査を受けた結果、感染していることが判明した場合

※ 教職員が上記の状況となった場合は、保健体育課と併せて福利課へも連絡すること。
◎陽性（検査結果待ちを含む）であった場合の報告内容については、【資料7】「保健体育課感染者記録」を参照
- ソ 保健教育（個別指導含む）について
必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家庭や公共の場での過ごし方について指導する。
◎「厚生労働省資料」を参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623145.jpg>
- タ 平時の保健室での対応について
基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。
 - ・間隔（1～2m）をあけた配席で待機されること。
 - ・2方向の窓等を開け、換気を行うこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等

児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点

発熱や風邪症状がある場合は登校せず休養するよう指導し、あわせて、登校後に症状が確認された場合は速やかに帰宅させてください。なお、その際には、後日受検する機会がある旨を事前に伝えてください。

◆ 全般における留意点

- ア 児童生徒等の滞在時間及び1教室あたりの人数は、「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」のとおりとする。
 - イ 上記条件にあてはまるよう、集合時間をずらす等の工夫を行う。
 - ウ 結核検診（胸部エックス線撮影）又は心臓検診と、他の作業やプログラム等を組み合わせて実施する際は、検診の円滑な実施を優先する。
(検診時間が大幅に遅れることにより、児童生徒等の滞在時間が延長したり、次の学校の検診予定に大きく影響を与えることがあるため)。
 - エ 健診会場内については、最小限の人数に制限する。
体育館等を会場とする場合は、児童生徒等が適切な距離を保てる人数とすること。
 - オ 児童生徒等どうしの距離を1～2m以上保ち、咳エチケット（マスクの着用）を徹底させる。
 - カ 使用場所は常に換気を行う。
2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開けて換気を行うこと。
常時の開放が困難な場合、1時間に1回（5分程度）、窓等を開け換気を行うこと。
換気をする際、プライバシーが守られるように十分に配慮を行うこと。
体育館においては、常時出入口を開けておいたり、換気扇を回すなどの工夫を行うこと。
 - キ 学校医及び学校歯科医が行う検診において活用する他の検査結果について
「定期健康診断のうち身体計測、視力、聴力の検査、エックス線検査、尿検査、その他の予診的事項に属する検査は、できるだけ学校医または学校歯科医による診断の前に実施することとし、学校医、学校歯科医はこれらの検査結果を活用して内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科等の検診を行い、診断に当たること。（「令和2年度 府立学校健康診断等実施要項（児童・生徒等編）」抜粋：P10、「8」）」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に実施できていない検査項目については、学校医又は学校歯科医に丁寧に説明すること。
また、学校医及び学校歯科医が行う検診以降に実施した検査結果の取扱いについても、併せて打合せを行っておくこと。
 - ク 検診器具の消毒（又は滅菌）を行う。
特に、児童生徒等の顔や口、眼、手に直接触れるものについては徹底して行うこと。
器具を準備する際には、マスク等（鼻や口を覆うもの）を着用し、事前に手洗い又は手指消毒を行うこと。なお、使用後の器具（歯鏡等）を滅菌・消毒する際には手袋を着用し、作業後に手洗い又は手指消毒を行うこと。
例えば、遮眼子の代用として、ティッシュや個人持ちのハンカチ等を活用するなど工夫して実施することも可能。その際、眼球を圧迫しないで確実に覆うよう指導すること。
 - ケ 医師が行う健康診断については、その実施体制や日程等について、学校医・学校歯科医と事前に十分な打ち合わせを行う。

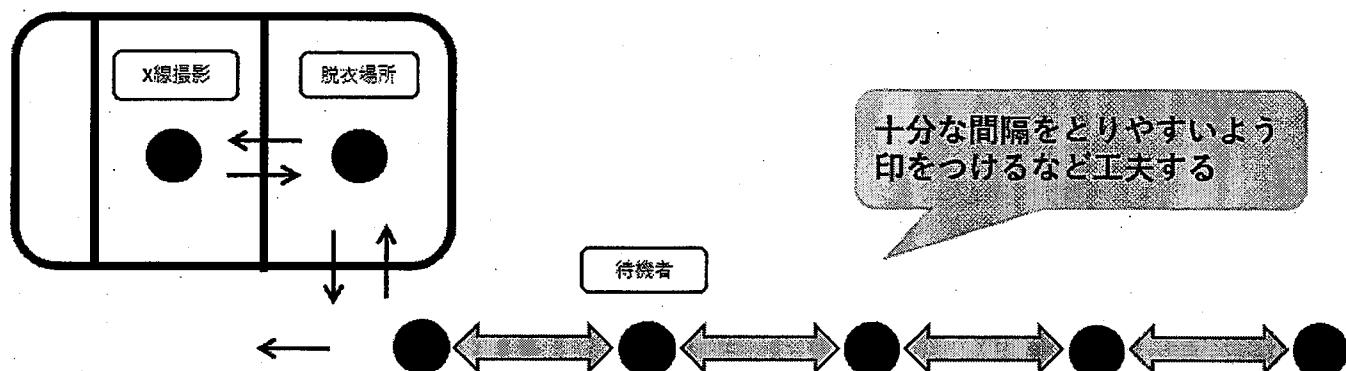
◆ 検診機関が実施する検診及び検査について

検診の実施にあたって

- コ 結核検診及び心臓検診の実施にあたっては、円滑に実施されるよう、更衣時間に服装を無地のTシャツを着用するなど工夫する。(着脱が困難な服装(制服等)のまま待機しないこと)
- サ 誘導の教職員を十分に確保し、健康診断が円滑に実施できるよう工夫する。

結核検診

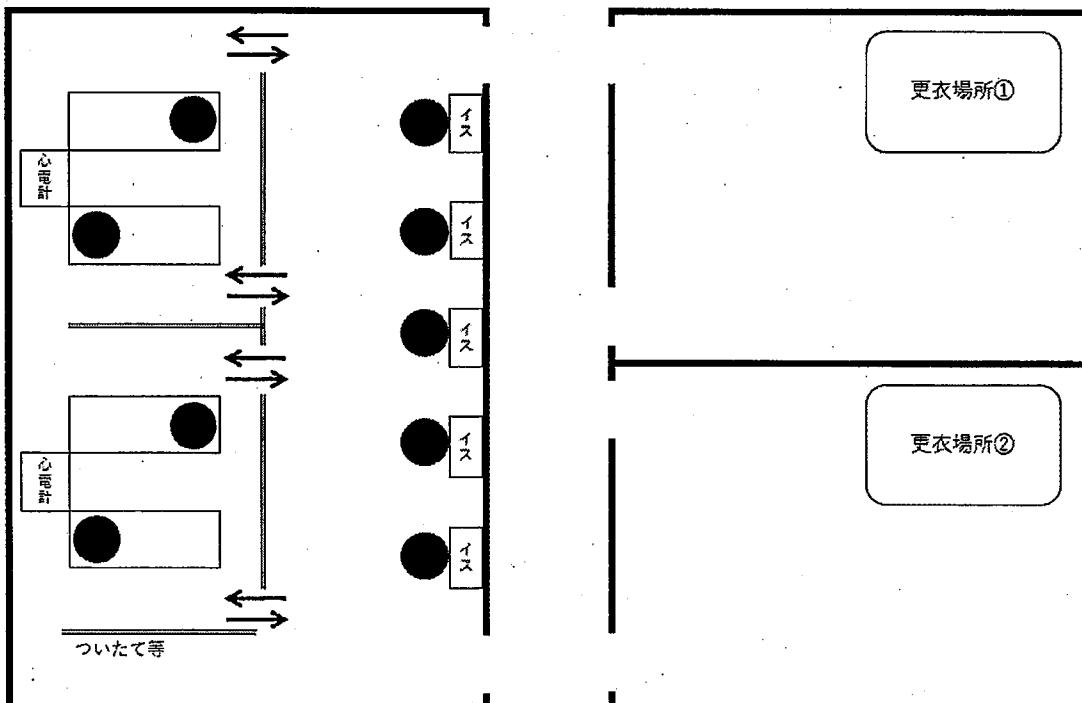
- シ 検診車内においては、更衣を素早く済ませ、検査者の指示のもと受検するよう事前に指示をする。
検診車外においては、適切な間隔を保ち待機するよう、頻繁に指示すること。



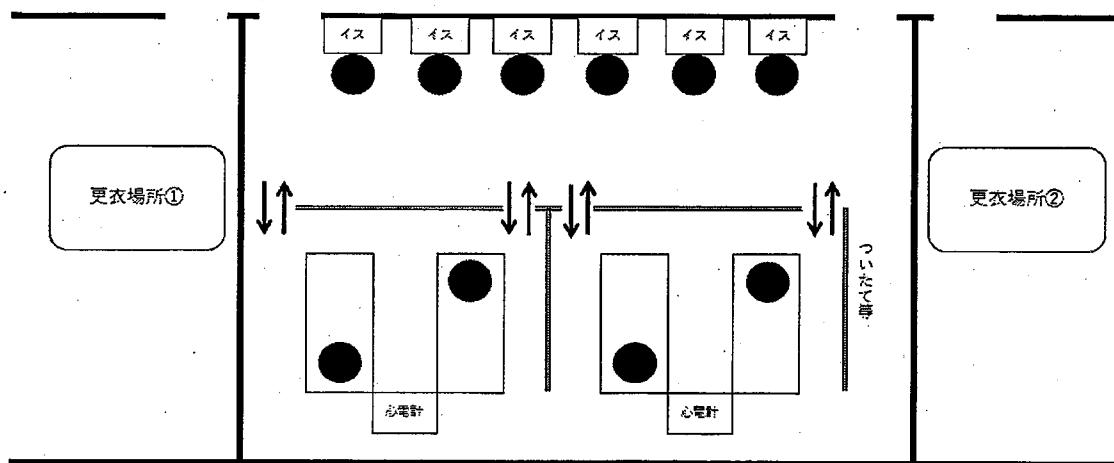
心臓検診一次検査

- ス 心臓検診については、一次検査を優先して実施します。
- セ 会議室など、広い会場を使用する。
更衣できる教室を2つ以上用意するなどし、円滑に検診が実施できるようにすること。
会場内において、ついたてなどを効率よく使用し、児童生徒等が十分に間隔を取れるよう椅子や検診台の配置を工夫すること。

(会場配置例 1)



(会場配置例 2)



その他

ソ 名簿の変更について

全体の名簿変更はできません。尿検査の袋等に印字されている名前については、4月20日までに変更の申請があった学校については、再度送付します。

タ 尿検査の容器について

未送付の学校については後日送付します。名簿に変更の申請がなく、既に送付済みの学校については、再送付しません。

チ 支援学校心臓検診一次検査（第1学年以外）及び高等学校心臓検診二次検査の名簿について
現時点で提出いただく必要はありません。日程通知の際、送付方法については改めてお知らせします。◆ 日程の延期について

ツ 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、6月30日を超えてよいが、可能な限りすみやかに実施する。

なお、延期する場合は、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関する内容等）を丁寧に確認する。
 - ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
 - ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
 - ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。
- ◎ 令和2年3月24日付け教保第2841号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（通知）」を参照

注：本資料の様式や記載内容は、参考例です。必要に応じて変更を行ってください。

【けんこうかんさつカードの使い方】 《～例文～》

- このカードは、自分の健康観察の結果を記録するカードです。登校前に自宅にて健康観察を実施してください。
 - 登校しない日でも、毎日、健康観察を実施してください。

【感染症対策について】

- 発熱がある時や、発熱がなくても風邪の症状がみられる場合は、登校せず自宅で休養してください。
 - 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を実施してください。
特に、活動の前後、食事前、外出時や帰宅時などにこまめに石けん等で手を洗いましょう。
 - 免疫力を低下させないように努めましょう。無理せず、しっかりと睡眠をとり、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけましょう。

校舎等の消毒について

◆ 消毒する箇所

教室・トイレなど児童生徒等が利用する場所うち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）。

◆ 薬品の種類

- 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒薬 例：ハイターやブリーチ等）
- アルコール消毒液

次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点

《作り方》 塩素濃度 0.05～0.5% の希釀液を作成する。（目安となる濃度は 0.05%です）

製品濃度	原液の量	水量	希釀液の塩素濃度
5 %	25 mL (漂白剤のキャップ約 1 杯)	2 L	約 0.06%
6 %	25 mL (漂白剤のキャップ約 1 杯)	3 L	約 0.05%
6 %	12～13 mL (漂白剤のキャップ約 1/2 杯)	1 L	約 0.08%

【計算式】 製品濃度% × 原液の量 ÷ 水量 = 塩素濃度

《使用時の注意》

- ・製品の取扱いの注意を必ず確認してから使用する。
- ・十分に換気をおこない、ゴム手袋やマスク等の呼吸器を覆うものを着用のうえ使用する。
- ・ペーパータオルや使い捨て可能な布等に十分に消毒液を含ませ清掃を行った後、水拭きを行う。金属腐食性があるため、金属部分を消毒する際は特に注意してふき取る。
- ・作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作ったものを使用する。
- ※ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることを、はっきり明記して、児童生徒等が触れない場所かつ、日光の当たらない場所で保管しましょう。
- ・他の薬品と絶対に混ぜない。混ぜたものによっては有毒ガスが発生します。
- ・手指消毒としては絶対に使用しない。ものに付着したウイルスの消毒用として使用する。

アルコール消毒液を使用する際の注意点

ペーパータオルやティッシュなど使い捨てが可能なもの等に十分に消毒液を含ませ清掃を行う。

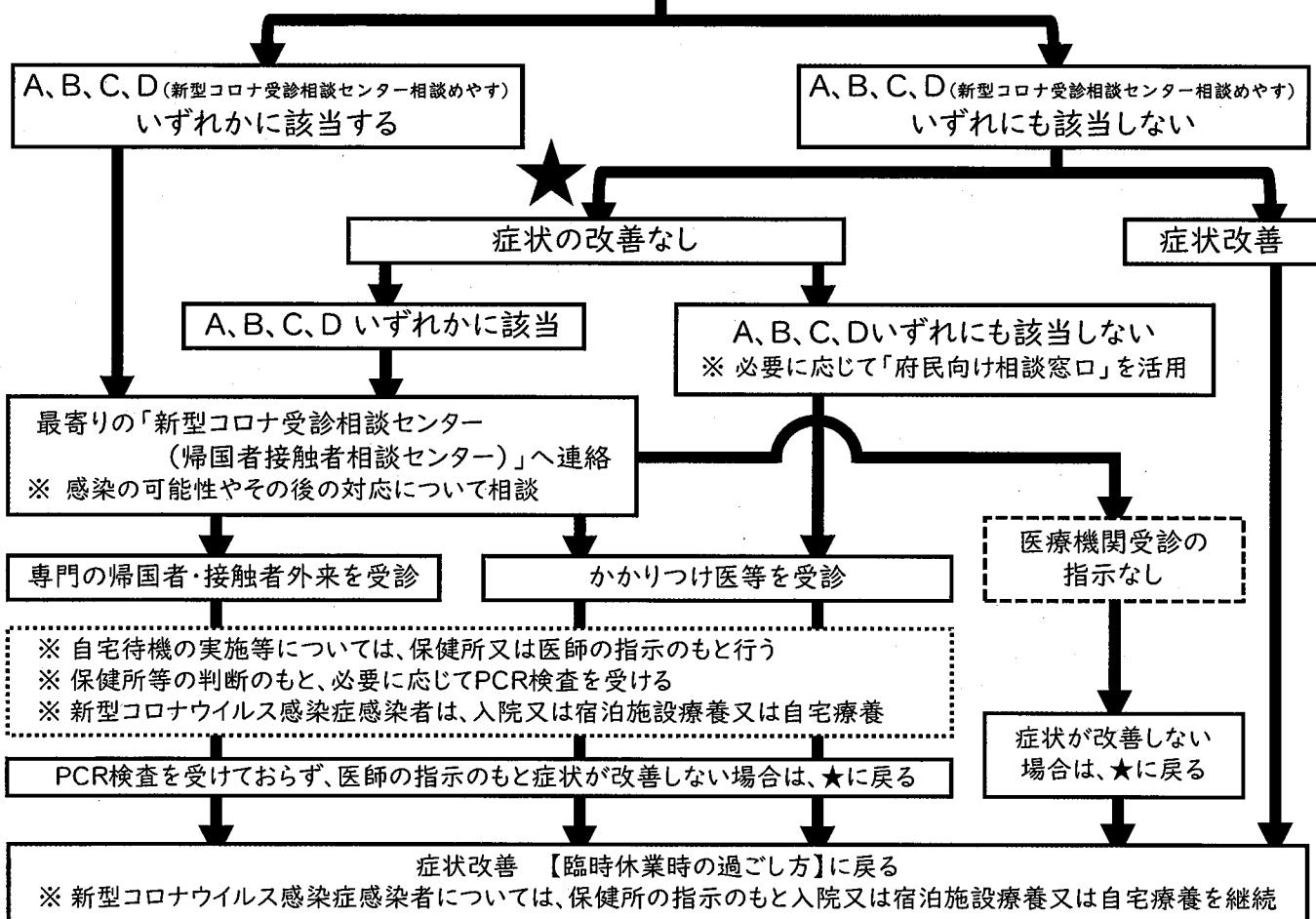
症状がある場合の対応

【臨時休業時の過ごし方】

- 不要不急の外出を控えましょう。
- 日常生活において、3つの密（以下のような場所や場面、イベントや集会等への参加）を避けましょう。
 - ①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声する密接場面
- 毎日、自分の健康状態を確認しましょう。登校する際には、登校前に自宅にて健康観察を実施してください。
- 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を実施してください。
- 免疫力を低下させないように努めてください。
規則正しい生活を心がけ、無理せず、しっかりと睡眠をとり栄養のある食事をとるよう気を付けましょう。

風邪や発熱等の症状が出現

※ 登校日が設定されている場合は登校しない ※ 医療機関等への外出以外は控える



『新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）』について

【相談のめやす】 医療対策課HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansenso/corona-denwa.html>

<すぐに相談>

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- B. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ※ 重症化しやすい方とは … 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 [念のため、早めに相談してください]

<症状が4日以上続くときは必ず相談>

- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
 - * 強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談

※ 上記のA,B,C,Dに当てはまらないが、現在の症状に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。
※ 上記A,B,C,Dの「相談のめやす」については、変更される可能性があるため、最新の情報でご対応ください。

大阪府「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyo/osakakansensho/corona-denwa.html> ※番号にお間違えの無いようご注意ください

○府民向け相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、府民の皆様からの健康相談に応えるための電話相談窓口

【相談窓口】 専用電話 06-6944-8197 ファクシミリ 06-6944-7579

【受付時間】 午前9時から午後6時まで (土曜・日曜・祝日も対応)

○新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

【相談のめやす】

<すぐに相談>

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- B. 重症化しやすい方【※】で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

※重症化しやすい方とは…高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合【念のため、早めに相談してください】

<症状が4日以上続くときは必ず相談>

- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合

*強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談

【相談窓口】 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00347121/0424.xlsx> (2020.04.24現在)

※電話番号が変更される場合があります。最新の情報をご確認ください。

新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)一覧

※土日祝を含めた終日つながります

(令和2年4月24日現在)

センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所		
大阪府茨木保健所		
大阪府守口保健所		
大阪府四條畷保健所		
大阪府藤井寺保健所	06-7166-9911	06-6944-7579
大阪府富田林保健所		
大阪府和泉保健所		
大阪府岸和田保健所		
大阪府泉佐野保健所		
大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
枚方市保健所	072-841-1326	072-841-5711
八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

《新型コロナウイルス感染症の疑いにより受診する際の留意点》

- 「相談のめやす」に該当する場合は、学校に連絡するとともに、最寄りの「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)」に連絡し、感染の可能性やその後の対応(対応可能な病院等)について、相談及び確認を行ってください。
- 専門の帰国者・接触者外来を受診する際には、事前に医療機関に連絡し、受診の方法について確認し、他の人の接觸(公共交通機関の利用等)を避け、マスクを着用して受診してください。
- 医療機関から新型コロナウイルス感染症(疑い含む)と診断された場合は速やかに学校に連絡してください。

※保健所(医師含む)から「自宅待機」を要請された場合や、PCR検査を受けることとなった場合等も、学校へ連絡ください。

○大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用(LINE)

新型コロナウイルス感染症に関する不安やストレスなど、こころの健康に関する

相談に応えるための、LINEを活用したSNS相談窓口



【相談受付日時】毎週水曜日、土曜日、日曜日

17:30~22:30 (ただし、新たな相談の受付は22:00まで)

※上記QRコードから友だち登録を!!

20200507

COVID-19 報告記録用紙

月 日()

児童生徒等・教職員

【資料7】

記入例			【一報】 :		頃 /	校長・教頭
★ ●● 高校	●● 支援	●● 支援	学校名・学校種		：中学校・高校・支援	
★ 24歳・男	51歳・女	13歳[2年/中学部]:男	年齢(学年/学部)/性別		歳[年]部/男・女	
★ 新規教諭/2年 /国語/なし	特別非常勤/なし /英語/吹奏楽	教職員のみ	職種/担任/教科/部活		/ / /	
★ 高石市在住 和泉保健所	箕面市在住 池田保健所	八尾市在住 八尾市保健所	本人居住地/対応保健所		在住:	保健所
堺市保健所	池田保健所	東大阪市保健所	学校対応保健所[所在地管轄]			保健所
4/2 受検	4/2 受検	3/30 予定	PCR受検日(予定)			予定・受検
★ 4/3 予定	4/3 確定	3/31 or 4/1 予定	PCR結果(予定)			予定・確定
★ 濃厚接触	濃厚接触	経路不明・有症状	検査受検理由		濃厚接触・経路不明・有症状	
居酒屋/客	同居/夫		感染経路※場所/人			/
3/28 接触			※他			
★ 勤務無し	3/25	3/20	最終勤務/登校日※			
	AM出勤	合格者説明会	※理由・状況			
	子どもあり (中学部1年のみ)	子どもなし・教職員あり	※他者との接触有無			
	なし	咳(マスク着用)	※勤務/登校日の症状			
★ なし	3/21 登校日 教職員あり	3/18 生徒・教職員 3/19 教職員	過去2週間以内の接触 ※陽性が確定した日又は 検査結果予定日から起算			※最終登校・出勤日に接触がなかった場合のみ確認
なし	臭覚異常	咳 発熱	現在の症状			
3月29日に		3/20 咳出現	経緯			
保健所から		3/25 発熱				
連絡あり		以後下がらず				
4月1日		3/29 受診				
学校へ連絡		3/30 PCR検査受検				
		3/31 PCR結果予定				
保)3/29	保)自宅待機	保)検査結果が	備考 ○本人・保護者 への指示など 保)保健所指示 学)学校指示 ○学校の対応 …等			
濃厚接触者で あると連絡あり		出るまで自宅待機				
自宅待機						
学)4/1~の						
勤務は		学)3/30の				
休むよう指示		登校日を取りやめ				

↓以下は記入省略可(後日記入)

★ 結果・府No.	陽性・陰性 [No.]	
治療対処	入院・宿泊施設・自宅	
治癒診断日		
★ 学校に対する 保健所指示		
★ 学校対応	文書配付	
	他	

※この色のマーク一部をお伺いします。